

鶴居村特定事業主行動計画の実施状況及び鶴居村における女性の活躍状況の公表（令和8年7月）

鶴居村では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「鶴居村特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、鶴居村における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.8 %
全職員	99.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る職員段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（1）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.5 %
本庁課長補佐相当職	102.2 %
本庁係長相当職	97.3 %

（2）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6 %
31～35年	84.6 %
26～30年	85.1 %
21～25年	—
16～20年	106.8 %
11～15年	95.8 %
6～10年	103.3 %
1～5年	82.8 %

【説明欄】

勤続年数21～25年の女性職員については、該当者なし。

年齢構成の男女比に差があり、高年齢層は男性職員が多いため、給与平均の差異に影響を与えている。

近年、採用された社会人経験者のうち男性の割合が高くなっており、給与水準の高い職員が男性に偏っている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	20.0 %

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	20.0 %
本庁課長補佐相当職	28.6 %
本庁係長相当職	42.9 %

(4) 職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和8年度
全職員	45.1 %
任期の定めのない常勤職員	32.4 %
任期の定めのない常勤職員 以外の職員	74.2 %

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100 %
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

育児休業取得期間の分布状況は、対象職員が少なく、特定の職員の育児休業取得期間が推測されることから、公表対象外とした。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	行動計画における 目標（令和8年度）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	100 %	100 %	100 %	100 %
育児参加のための休暇の取得率	—	100 %	100 %	0 %

区分	行動計画における 目標（令和8年度）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合わせて5日以上の休暇を 取得した職員の割合	—	100 %	100 %	0 %

(3) 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
村長部局	14.4 時間 / 月
村長部局以外	2.3 時間 / 月

